

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第13号で定める報酬等であって、その名称の如何を問わず、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。

(執務の報酬)

第3条 理事のうち、会長、支部長（副会長を兼務）、総務財政委員長に会務のための執務として、報酬を支給する。

2 前項の報酬の年額、支払時期は、次のとおりとする。

- ① 会長
1,000,000円（100,000円ずつ、6月から翌年3月までの10回に分けて支給する。）
- ② 支部長（副会長を兼務）
400,000円（100,000円ずつ、6月、8月、10月、12月の4回に分けて支給する。）
- ③ 本部総務財政委員長
200,000円（100,000円ずつ6月、12月の2回に分けて支給する。）
- ④ 支部総務財政委員長
100,000円（50,000円ずつ6月、12月の2回に分けて支給する。）

3 前項の支給については、2ヶ月を超えて長期にわたり執務に支障をきたす場合には、別途理事会において、前項の支給額を超えない範囲で、支給額を決定する。

(理事の報酬)

第4条 理事が、本会の理事会、常務理事会、正副会長会、監査会、その他理事の職務遂行のための会議に出席したときは、報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、1回あたり 4,000 円(源泉徴収すべき額を含む)とする。
- 3 引き続き理事の職務遂行のための別の会議に出席する場合は、2,000 円(源泉徴収すべき額を含む)を支給する。
- 4 会議の所要時間が通算して概ね 5 時間を超える場合については、5,000 円(源泉徴収すべき額を含む)を支給する。

(監事の報酬)

第 5 条 監事が、本会の理事会、監査会に出席したときは、報酬を支給する。

- 2 前項の理事会の報酬の額については、前条第 2、3、4 項に準じる。
- 3 監査会については、9,000 円(源泉徴収すべき額を含む)を支給する。

(出張の報酬)

第 6 条 役員が、職務遂行のため県内又は県外に出張したときは、報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、県内 4,000 円(源泉徴収すべき額を含む)、県外 13,000 円(源泉徴収すべき額を含む)とする。

(退任役員慰労金)

第 7 条 役員が、1 年以上本会の業務を遂行し、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に対し、次の区分により退任役員慰労金を支給するものとする。

死亡により退任した者に対しては、その法定相続人に支払うものとする。

- | | |
|------------------------|----------|
| ① 会長として在任した期間 1 年につき | 50,000 円 |
| ② 副会長として在任した期間 1 年につき | 30,000 円 |
| ③ 専務理事として在任した期間 1 年につき | 30,000 円 |
| ④ 常務理事として在任した期間 1 年につき | 25,000 円 |
| ⑤ 理事として在任した期間 1 年につき | 20,000 円 |
| ⑥ 監事として在任した期間 1 年につき | 15,000 円 |
- 2 前項各号の支給は、每期ごと引当し退任したとき支払うものとする。
 - 3 在任期間が 1 年未満の場合は、1 年の期間として計算する。
 - 4 役員としてふさわしくない行為があったとき、又は会員として定款第 12 条により除名され役員資格を失ったときについては、第 1 項の金額を減額して支給し若しくは支給しないことができる。
 - 5 前項による支給額については、理事会においてその都度定めるものとする。

(支給の方法)

第 8 条 1 ヶ月分を支給する。

(支給の上限)

第9条 役員に対する報酬は、総会において別途定める報酬総額の上限を超えて支給することはできない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月24日一部改正する。(第4条・第8条)
施行日は、平成25年5月16日とする。
- 3 この規程は、平成28年5月27日一部改正する。(第4条・第5条・第6条)
施行日は、平成28年6月1日とする。
- 4 この規程は、平成29年5月26日一部改正する。(第3条)
施行日は、平成29年6月1日とする。